

第4次八戸市障害者計画の策定のポイント

1 計画策定の経緯

障がい者施策の総合的推進は、昭和 45 年に成立した「心身障害者対策基本法」（平成 5 年に「障害者基本法」に改正）において示され、その後、国連が定めた昭和 56 年の「国際障害者年」を契機にその推進が図られることとなった。

「国際障害者年」は、その行動計画（昭和 54 年に国連で定められた）において、各国に様々な取り組みを勧告したが、その一つが各国の国内長期計画の策定であった。

これらを受けて、国では、昭和 57 年に「国連障害者の 10 年」の国内行動計画として、障がい者施策に関する初めての長期計画である「障害者対策に関する長期計画」を策定、平成 4 年には、その後継計画として「障害者対策に関する新長期計画」を策定した。この新長期計画は、平成 4 年 12 月に改正された「障害者基本法」により「障害者基本計画」と位置付けられ、その後、現在の「障害者基本計画（第 5 次）」に至るまで、その計画の下で障がい者施策を強化してきた。

青森県においても、国際障害者年（昭和 56 年）を契機として、昭和 57 年策定の「障害者対策に関する青森県長期行動計画」から現在の「青森県障害者計画（第 4 次）」に基づき、障がい者に関する各種施策を進めている。

このような国や県の取組を踏まえつつ、当市では、障がいのある人が地域社会の中で自立し、社会参加できるような社会環境づくりを目指し、平成 10 年 3 月に「八戸市障害者計画」を策定した。さらに、平成 18 年 4 月の障害者自立支援法施行を踏まえて、平成 19 年 3 月に第 2 次計画を策定し、その後の社会情勢の変化や当市の障がい福祉に関する現状や課題等を踏まえて、平成 29 年 3 月に現在の「八戸市障害者計画（第 3 次）」を策定し、障がい者施策の充実を図ってきた。

国際障害者年 (S56)		障害者基本法成立 (H5)		障害者自立支援法成立 (H18)			
国	障害者対策に関する長期計画 (S57～H4)	障害者対策に関する新長期計画 (H5～H14)	障害者基本計画				
			第 2 次 (H15～H24)	第 3 次 (H25～H29)	第 4 次 (H30～H34)	第 5 次 (R5～R9)	
県	障害者対策に関する青森県長期行動計画 (S57～H4)	障害者対策に関する新青森県長期行動計画 (H5～H14)	青森県障害者計画				
			第 2 次 (H15～H24)	第 3 次 (H25～H34)		第 4 次 (R5～R8)	
市	八戸市障害者計画						
	(H10～H18)	第 2 次 (H19～H28)	第 3 次 (H29～H35)	第 4 次 (案) (R6～R11)			

2 障害者計画策定の趣旨

障害者基本法（第 11 条）に基づき、国の障害者基本計画及び県の障害者計画を基本として市が策定する「計画」である。

また、平成 29 年 3 月に策定した第 3 次八戸市障害者計画（計画期間：平成 29 年度～令和 5 年度）が終期を迎えることに加え、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法、読書バリアフリー法、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定等新たな動きを踏まえ、次期計画（第 4 次八戸市障害者計画）を策定するものである。

〔参考〕障害者基本法第 11 条

第 1 項 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

第 2 項 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

第 3 項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

（以下略）

3 第 4 次八戸市障害者計画（案）の概要

（1）位置づけ

- ① 当市の障がい者福祉施策を推進していく指針として、総合的・体系的に基本的考え方や方策をまとめる。
- ② 障害者基本法に基づき国が定める「障害者基本計画」及び県が定める「青森県障害者計画」を基本とし、当市の目指す将来都市像を定めた「第 7 次八戸市総合計画」を踏まえるとともに、当市の地域福祉を総合的に推進するための「第 4 期八戸市地域福祉計画」とも整合性を図り策定する。

（2）計画期間

令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間

（3 年計画である障害福祉計画と策定期間を合わせるとともに、国の障がい者施策の状況や社会情勢の変化に対応できる期間とする）

（3）現行の第 3 次計画の評価を踏まえた第 4 次計画の考え方

- ① 第 3 次八戸市障害者計画

【計画期間】

平成 29 年度から平成 35 年度（令和 5 年度）までの 7 年間

【基本理念】

障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の実現

【施策の体系】

- ・基本目標 1：障がい者福祉の充実
 - 1) 障がい福祉サービスの充実
 - 2) 生活支援の充実
- ・基本目標 2：社会参加の促進
 - 1) 社会参加しやすい環境の整備
 - 2) 就労支援の充実
 - 3) 差別解消の推進
- ・基本目標 3：各分野の施策と連携
 - 1) 障がい者の支援に向けた施策の推進
 - 2) 障がい者への配慮が必要な施策の推進

市では、これまで第3次八戸市障害者計画の基本理念、基本目標に基づく7つの施策について着実に取り組んできており、これらの施策については、継続的な実施が求められることから、第4次計画も同じ施策を柱として実施することとする。

② 第4次八戸市障害者計画

【基本理念】

障がいのある人もない人も自らの経験や能力を活かし、生きがいを持って共に生きる地域社会の実現

【施策の体系】

- ・基本目標は第3次計画と同様 (別紙3-3「施策の体系」参照)

③ 国・県の計画の基本的な考え方

国：障害者基本計画（第5次）	県：障害者計画（第4次）
<基本原則> ・地域社会における共生等 ・差別の禁止 ・国際的協調	<基本理念> 住み慣れた地域で、障害のある人もない人も分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し、ともに暮らせる共生社会づくりをめざす
<各分野に共通する横断的視点> ・条約の理念の尊重及び整合性の確保 ・共生社会の実現に資する取組の推進 ・当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援 ・障害特性等に配慮したきめ細かい支援 ・障害のある女性・こども及び高齢者に配慮した取組の推進 ・PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進	<各分野に共通する横断的視点> ・合理的配慮への理解促進 ・心のバリアフリーへの理解促進 ・さまざまな場面での機会の確保

④ 障がい者を取り巻く法制度や社会情勢の変化

視点	内容
法制度の動向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 ・ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 ・ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律
社会情勢の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青の煌めき国スポ・障スポ（2026年開催）を契機として社会のバリア（社会的障壁）除去を推進 ・ 感染症対策における障がい者への配慮 ・ 近年の災害事情を踏まえた防災対策の充実 ・ 医療的ケア児及び難聴児に対する支援
市の重点的取組	第7次八戸市総合計画の方針の反映

（4）策定のスケジュール（予定）

時期	内容
令和5年8月	第1回健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会（骨子の検討）
10月	第2回健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会（計画案の検討）
11月	パブリックコメントの実施
令和6年1月	第3回健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会（計画案の承認）
3月	八戸市健康福祉審議会（計画案の策定報告）